

国民年金のお知らせ

○ 国民年金保険料の納付について

平成24年度分の国民年金保険料は月額「14,980円」です。通常は納付書でお支払いいただいておりますが、口座振替でもご納付いただけます。また、納付方法によっては、さらにお安くなる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

24年度国民年金保険料	1か月分		6か月分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付(納付書による現金納付及び翌月振替の口座振替)	14,980円	—	89,880円	—
毎月振替・【早割】 (当月末振替の口座振替)	14,930円	50円	89,580円	300円
6か月前納(現金納付)	—	—	89,150円	730円
6か月前納(口座振替)	—	—	88,860円	1,020円

○ 平成24年度の年金額が0.3%引き下げられました

年金額は物価等の変動に応じて改定(物価スライド)を行う仕組みになっており、平成23年の全国消費者物価指数が平成22年に比べ、マイナス0.3%となりました。このため、平成24年度の年金額を0.3%引き下げる改定が行われました。年金受給者の方には平成24年度年金額改定通知書・年金振込通知書が6月上旬に発送されておりますのでご確認ください。

国民年金 [老齢基礎年金額(満額)]	月額	平成23年度	平成24年度
		65,741円	65,541円 (▲200)
	年額	788,900円	786,500円 (▲2,400)

問合せ先 三島年金事務所 ☎055-973-1166 健康増進課国保年金係 ☎223922

母子家庭等医療費助成金受給者証
更新手続きを忘れずに行いましょう



年に一度、7月からの受給資格の見直しがあります。該当する方には既に通知が送付されています。

対象者

所得税非課税世帯で次のいずれかに該当し、現に20歳に達する前日までの児童を扶養している者及び児童

・離婚して現に婚姻していない

・配偶者と死別して、現に婚姻していない

・配偶者の生死が明らかでない

・配偶者から遺棄されている(一年以上)

・配偶者が海外にある(所在不明の場合)

・配偶者が精神または身体に障害がある

・配偶者が拘禁されている(一年以上)

提出期間 6月18日(月)～29日(金)

届出に必要な書類 更新申請書、健康保険証(社会保険などに加入している場合)、附加給付証明(社会保険などに加入している場合)、平成24年度課税証明書(平成24年1月2日以降に下田市へ転入した方のみ必要。この証明書は前住地で交付を受けてください。)
その他 前年所得の状況により継続及び停止の審査を行いますので、平成23年中の所得の申告をされていない方は、すみやかに税務課、又は下田税務署で申告を済ませてください。

申請書を提出されない場合、7月分以降の助成が受けられなくなりますのでご注意ください。

提出・問合せ先

福祉事務所社会福祉係 ☎22216